

務	00	01	1年
(令和6年3月末まで保存)			

人 安 第 1 号  
令 和 4 年 4 月 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

運用通達の廃止について

これまで「ストーカー行為等の規則等に関する法律に基づく聴聞及び意見の聴取に係る事務処理要領」の作成について（令和2年2月4日少安第365号）に基づき運用してきたところ、この度、所要の見直しを行い、本運用については本年3月31日をもって廃止することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

担当 人身安全対策課  
人身安全対策第一係